

第4次 新温泉町情報化計画



新温泉町
令和4(2022)年2月

目 次

第1章	情報化計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目的	1
4	計画期間	2
5	第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）について	2
第2章	情報化の現状と課題	3
1	国における情報化施策の動向	3
2	兵庫県の方針	6
3	デジタル化に関する社会の動向	7
4	新温泉町における情報化の現状	8
5	新温泉町における情報化の課題	15
第3章	情報化の基本方針と目標	17
1	情報化の基本方針	17
2	情報化の推進目標	17
第4章	情報化推進施策の展開	18
1	高度情報化の推進	18
2	情報発信の強化	23
第5章	計画推進にあたって	25
1	推進体制	25
2	留意事項	26
資料		27
1	新温泉町情報化推進本部設置要綱	27
2	新温泉町情報化推進委員会設置要綱	28
3	新温泉町情報化推進委員会委員名簿	29
4	第4次新温泉町情報化計画策定経過	30
5	用語解説	31

第1章 情報化計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、平成19（2007）年3月の「新温泉町情報化計画」に始まり、防災行政無線の整備や主要公共施設への公衆無線LANの整備、ホームページの情報発信の強化、フェイスブックやインスタグラムなどのSNSの活用、直接住民サービスの向上に寄与する情報システムの整備、行政内部の情報システムの改善に努めてまいりました。

一方、第3次新温泉町情報化計画策定から5年が経過し、この間のICT（情報通信技術）は更なる進展を続けており、スマートフォンやタブレットといった情報端末に加え、AI・IoTなど新たなICTの普及が加速しています。このように、生活のあらゆるシーンで、デジタル技術を活用することが当たり前の社会においては、デジタル技術を活用した利用者中心の行政サービス改革を推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大は、世界的な流行（パンデミック）を引き起こし、その影響は医療分野だけではなく、生活様式、教育、働き方など、社会全般に大きな影響をもたらしました。

国内でも経済活動の停滞に加えて、諸手続きにおけるデジタル化対応の遅れが顕在化したことから、行政サービスのあり方を根本から見直す契機となり、今後デジタル化の動きが急激に加速化することなどが見込まれます。

2 計画の基本理念

第2次新温泉町総合計画では、まちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 — ふるさとの未来へ “つなぐ” まちづくり —」の実現に向けて、基本方針（政策）を定めています。第4次新温泉町情報化計画においてもその基本方針に基づき、まちの将来像の実現を目指して、情報化の推進に取り組みます。

3 計画の目的

本町では、少子高齢化の進展による人口減少、自然災害の激甚化、社会資本の老朽化、厳しい財政状況等、課題が山積しています。

このような状況に対応していくためには、高度なICTを積極的に活用して、デジタル化に対応した住民サービスや行政運営の抜本的な改革に取り組み、住民や来訪者の誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくりを進めることが求められています。

住民等との協働による地域課題等の解決、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、利用者中心の行政サービスの提供と、効率的・効果的な行政運営を図るため、令和4（2022）年度からの「第4次新温泉町情報化計画」を策定し、情

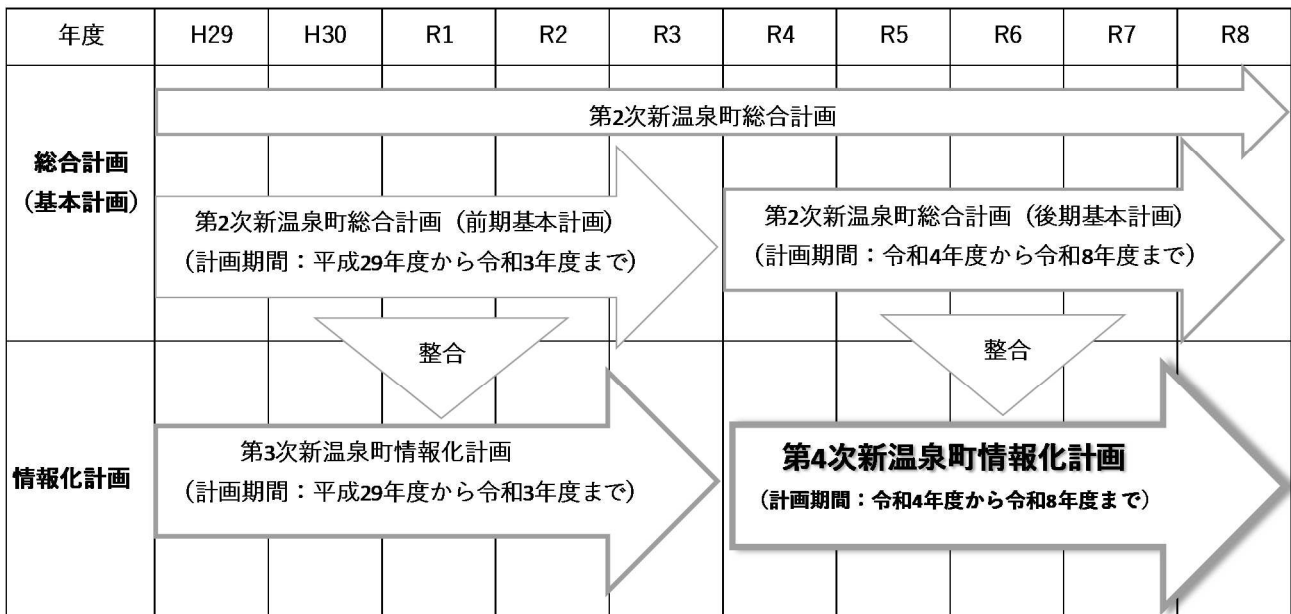
報化政策を計画的に推進します。

4 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

※ただし、本計画は毎年度検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。

情報化計画の期間



5 第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）について

第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の計画で次の内容を施策として掲げています。

(1) 高度情報化の推進

- 1) 情報通信環境の充実
- 2) 情報通信技術の活用
- 3) 情報セキュリティの強化

(2) 情報発信の強化

- 1) 情報提供の充実
- 2) 戦略的な情報発信

第2章 情報化の現状と課題

1 国における情報化施策の動向

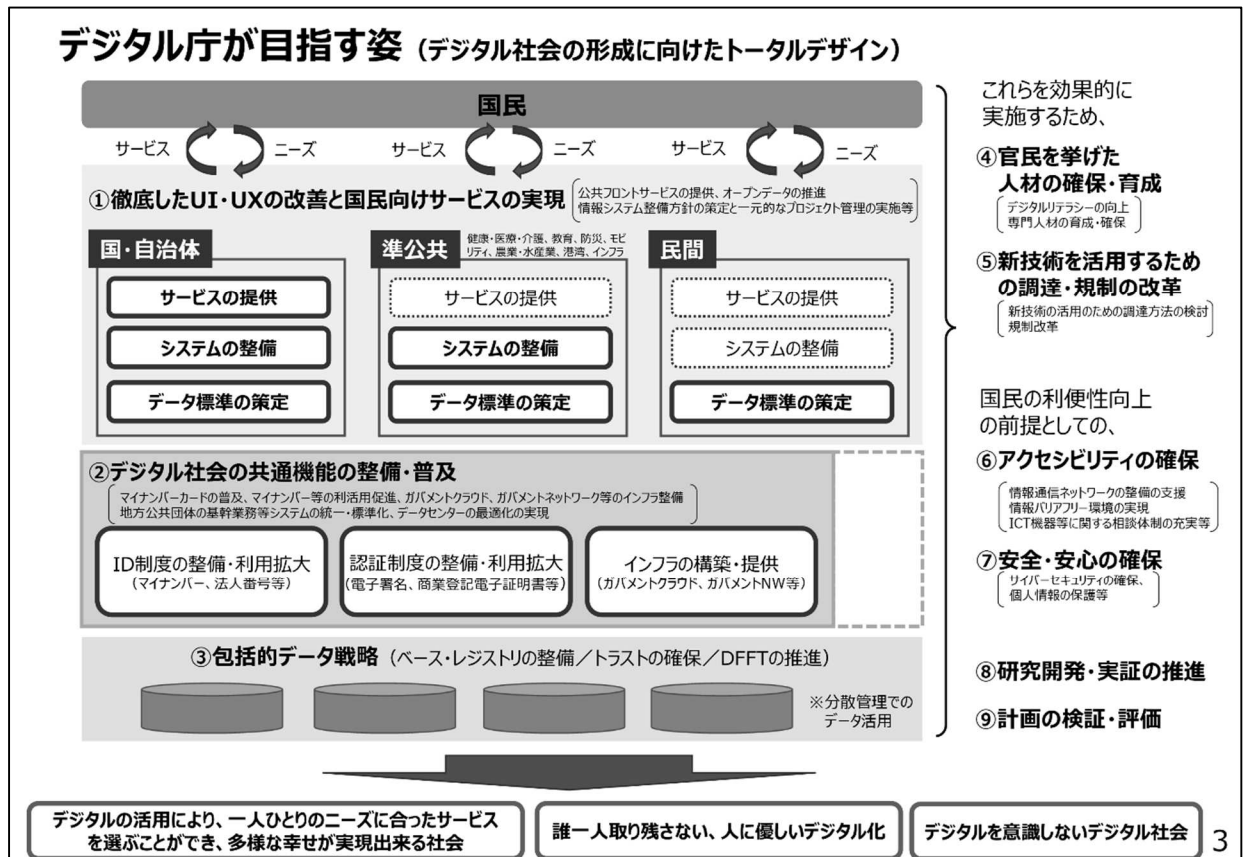
(1) 社会全体のデジタル化に向けた取組

政府は、データ利活用とデジタル・ガバメントを二本柱として、社会全体のデジタル化に取り組んでいます。

令和3（2021）年9月1日に「IT基本法」の後継となる「デジタル社会形成基本法」が施行され、新設されたデジタル庁を中心に計画の推進を図ることとしています。

そして、令和3（2021）年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。この重点計画では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしています。

デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン



図：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン（「デジタル社会の実現に向けた重点計画〈概要〉」より）

(2) 「デジタル・ガバメント実行計画」と「自治体DX推進計画」

「デジタル・ガバメント実行計画」における地方公共団体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、総務省は同計画に定める地方公共団体に関連する施策について重点的に取り組むべき内容の具体化と支援策についてまとめた「自治体DX推進計画」を策定しています。

自治体DX推進計画では、下記6つの重点取組事項を掲げており、令和3（2021）年7月に作成された「自治体DXの推進手順書」に基づき、自治体においても重点取組を推進することとなります。

「自治体DX推進計画の重点取組」

1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

指定の基幹系業務システムについて国の策定する標準化仕様にシステム移行

2) マイナンバーカードの普及促進

住民のマイナンバーカードの保有を目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実

3) 自治体の行政手続きのオンライン化

住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続き（31手続き）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にする

4) 自治体のAI・RPAの利用促進

1)、3)による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進

5) テレワークの推進

テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考、テレワークの導入・活用を推進

6) セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

（総務省 自治体DX推進計画より作成）

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の全体像

基本的な考え方 **国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現**

- Society 5.0時代にふさわしいデジタル化 ▶ 国民の利便性を飛躍的に向上させ、国・地方・民間の効率化を徹底
- ▶ データを新たな資源として活用し、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受

デジタル強靱化社会を先導する、社会実装

- 5Gと次世代信号や、自動運転の実現による「先駆的社会インフラ網」の整備
- スマートフードチェーンの構築等による食品関連産業の安定的・持続可能な発展
- 民事訴訟手続き、刑事手続のデジタル化
- 国民のQOL向上のための「健康・医療・福祉分野のデータ活用」
- 港湾の生産性革命を実現する「サイバーポート」
- 「運転免許システムの合理化・高度化」による国民負担の軽減等

- コロナ対策で見えてきた萌芽と課題** ▶ 「デジタル化・オンライン化」「WorkとLifeの近接化」「データの積極活用」「グローバル経済の再構築」
- <社会の仕組みの変化>・<ライフスタイルの変化>・<ITの変化>

- コロナ後のニュー・ノーマルの視点** ▶ 「対面・高密度から『開かれた疎』へ」「一極集中から分散へ」「迅速に危機対応できるしなやかな社会へ」

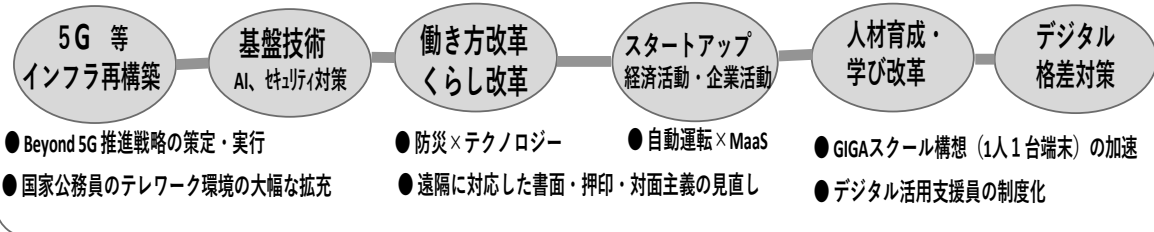
国民の生命を守り経済を再生するための、データ利活用

- デジタル社会構築TFを受けた分野間データ連携のルール整備、データ・ガバナンスに関する戦略
 - 学習データ、健康・医療関連データの活用
 - 情報銀行やトラストサービスのルール化、データ取引市場の活性化、国際データ流通環境の構築、個人情報保護法制の一元化
- <地方と密接連携を要する取組>
- 災害対応におけるAIチャットボットやシェアリングエコノミー等の活用

接触機会を減らし利便性を向上させるための、デジタル・ガバメント

- デジタル社会の基盤としてのマイナンバー制度
 - 政府ネットワーク環境の整理・再構築に向けた実証を進めるなど、「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づく取組の加速化
- <地方と密接連携を要する取組>
- 全ての市町村において、マイナポータル・ぴったりサービスを活用
 - 業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AIの活用

デジタル強靱化に向けた、社会基盤の整備/規制のリデザイン

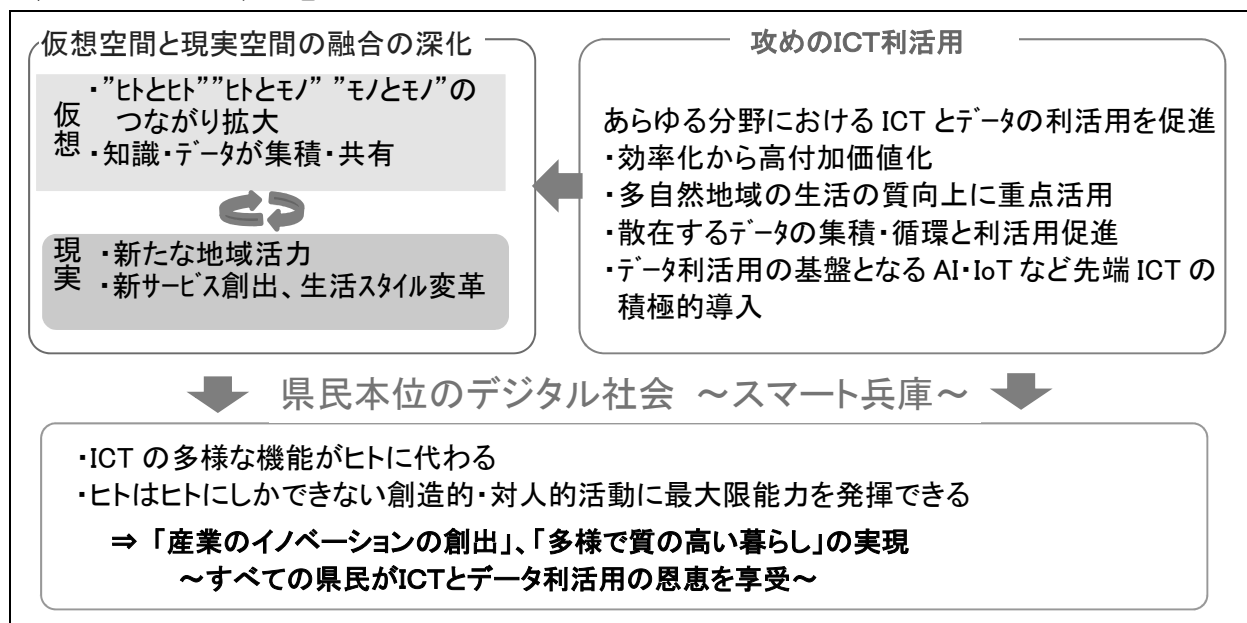


図：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の全体像
（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）HPより）

2 兵庫県の方針

兵庫県では、県民本位のデジタル社会 ～スマート兵庫～ を構築し、「産業イノベーションの創出」と「多様で質の高い暮らし」を実現するため、あらゆる分野・場面において、“攻めのICT利活用” — ICTとデータの積極的な利活用を基本理念として、すべての県民がICTとデータ利活用の恩恵を享受できる取組を進めています。

1) プランの基本理念



図：「ひょうご・データ利活用プラン」より

4つの重点方針

(1) 未来を作る ～イノベーションの創出～

イノベーションにより、産業力強化を社会システム変革の好循環を実現し、未来を創る、新たな価値を創出します。

(2) 活力を高める ～パフォーマンスの向上～

モノづくりやサービス提供のパフォーマンスを向上し、活力を高めます。

(3) デジタル社会を支える ～基盤の強化～

誰もが、安全・安心にICTとデータの恩恵を享受できる基盤を強化し、デジタル社会を支えます。

(4) スマート自治体をめざす ～デジタル行政の推進～

誰もがデジタル行政を推進し、限られた人的資源で質の高い行政運営を実現する、スマート自治体をめざします。

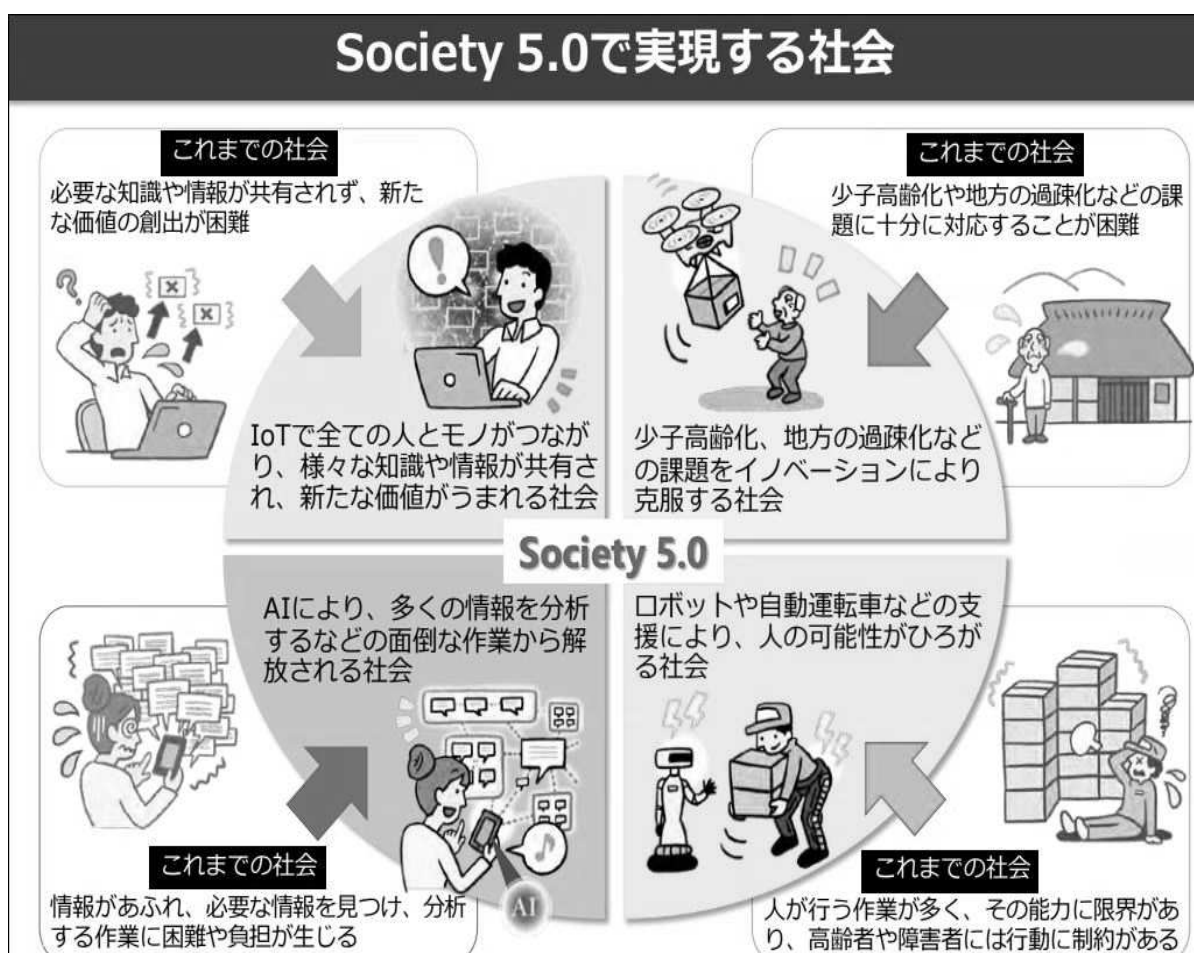
3 デジタル化に関する社会の動向

(1) デジタル化した社会と Society5.0 (ソサエティ 5.0)

平成の30年間は、ICTサービスが大きな発展と普及と遂げた時代でした。特にインターネットと携帯電話の発展・普及は、社会・経済に大きな変化をもたらしました。

これらのデジタル基盤整備及びデジタル技術活用を通じて、サイバー空間と現実世界が高度に融合する時代が始まろうとしています。このような時代を「Society5.0」と呼び、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、少子高齢化や地方の過疎化などの課題や困難を克服するとしています。

デジタル社会の深化の先にあるSociety5.0が実現し、その真価を発揮することにより、私たちは、諸課題が解決された豊かな社会を迎えることが出来るとともに、国連が掲げるSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) にも貢献することが期待されています。



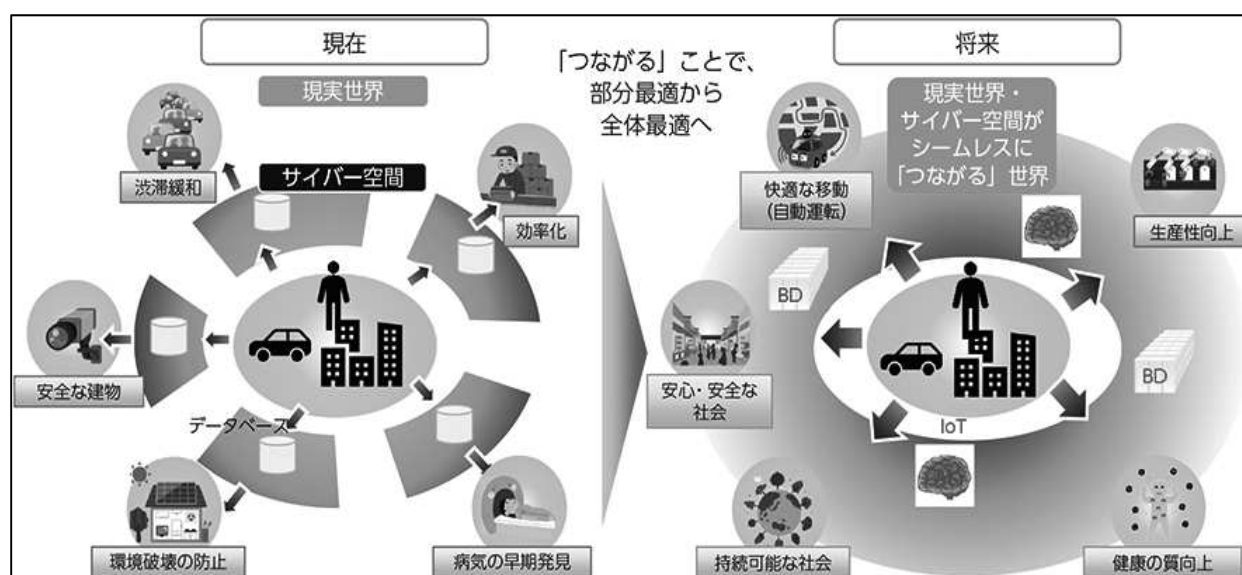
図：Society5.0で実現する社会

(「Society5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料」(内閣府)より)

(2) デジタル・トランスフォーメーション (DX)

デジタル・トランスフォーメーション (DX) とは、デジタル化による業務の変容のことをいい、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出又は柔軟に改変することをいいます。

デジタル・トランスフォーメーションが進展することによって、特定の分野、組織内に閉じて部分的に最適化されていたシステムや制度等が社会全体にとって最適なものへと変貌すると予想されています。



図：デジタル・トランスフォーメーション

(「我が国のICTの現状に関する調査研究」(情報通信総合研究所)より)

(3) スマート自治体

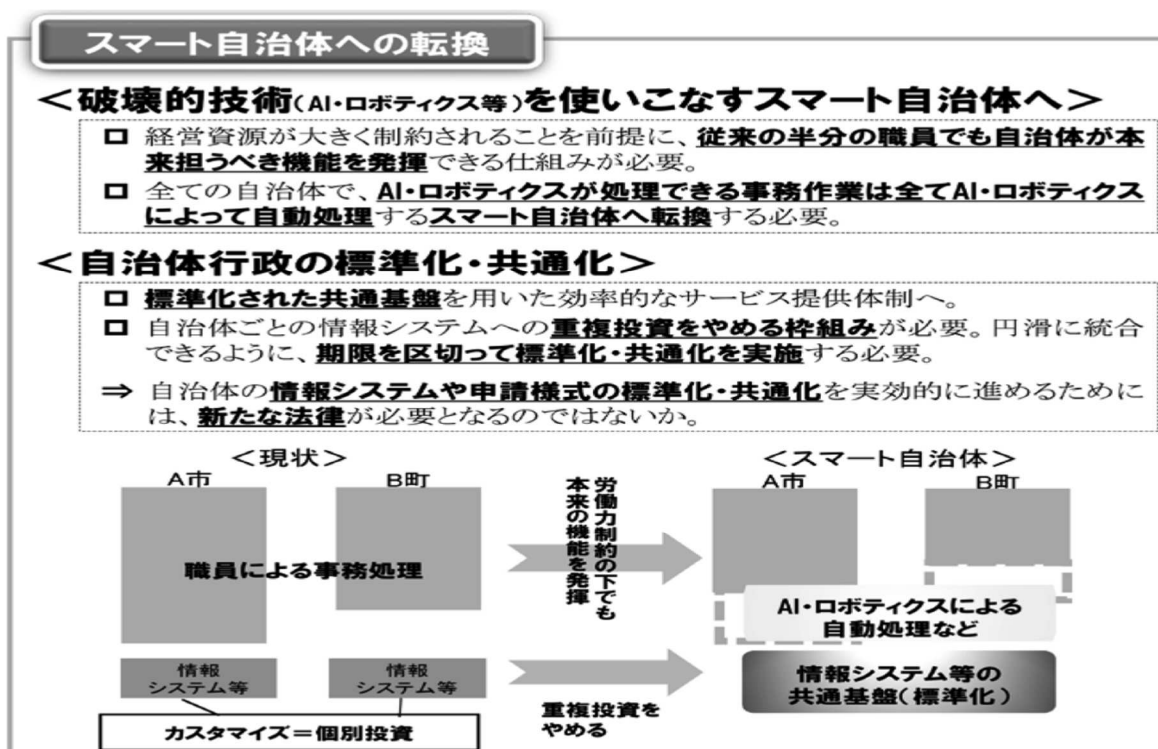
デジタル化の進展と、急激な少子高齢化に伴う人口減少に対応するため、令和22年(2040年)頃における地方自治体のあり方から逆算して解決策に取り組むことが必要とされており、そのためには、自治体DXに取り組み、スマート自治体へ転換することが必要とされています。

1) スマート自治体を実現するための方策

- ① 業務プロセスの標準化
- ② システムの標準化
- ③ AI・RPA等のICT活用普及促進
- ④ 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化
- ⑤ データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化
- ⑥ セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用
- ⑦ 人材面の方策、都道府県等による支援

2) スマート自治体の目指すべき姿

- ① 人口減少が深刻化しても、自治体が維持可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるようにする。
 - ・令和22（2040）年頃に65歳以上となる団塊ジュニア世代は200～210万人生まれた世代であるが、その頃20歳となり社会に出る子供の数は92万人であり、半数以下となっている。
- ② 職員を事務作業から解放し、職員でなければできない、より価値のある業務に注力できる環境をつくる。
 - ・事務作業はできるだけ自動化し、相談・企画などに時間を割けるようにする。
- ③ 長年の経験や勘をAIやRPAに蓄積・代替することにより、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行えるようにする。
 - ・特に小規模な団体では、経験のある職員を確保し続けることが困難



図：スマート自治体への転換（「自治体戦略2040構想研究会」報告（総務省）より）

(4) 新型コロナウイルス感染症対策とデジタル化

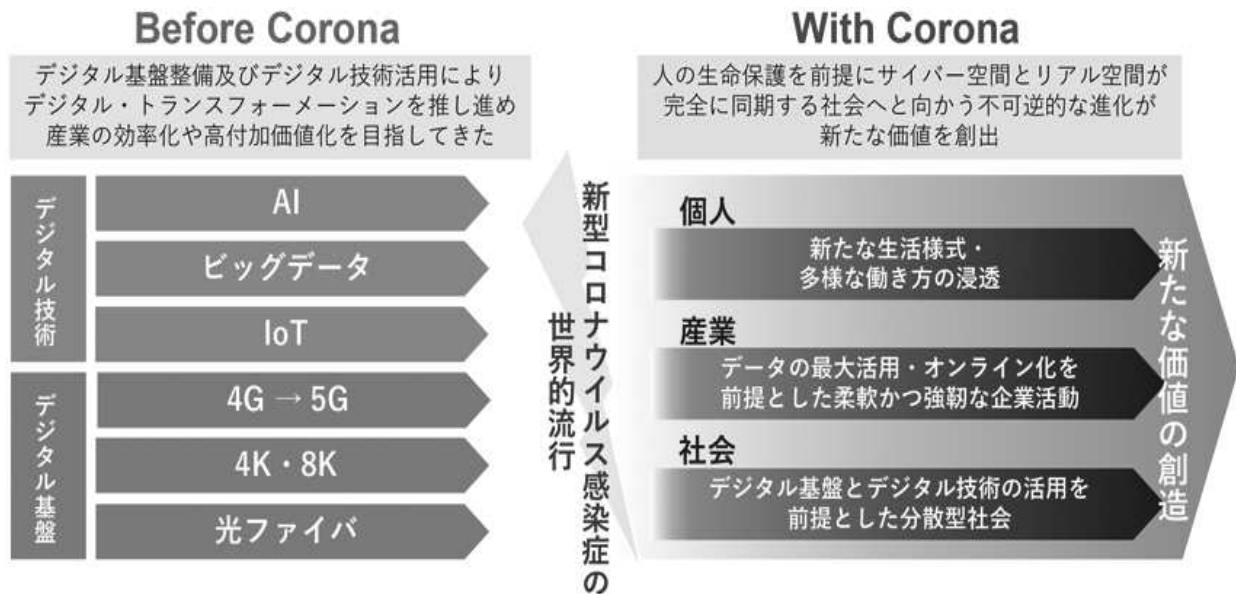
これまでも、デジタル化に向けた取組は官民挙げて推進され、ICTは、社会経済活動の世界化が進む状況において、経済の発展はもとより、生産性向上や日常生活に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、その対応が長期化する状況において、我が国のデジタル化の取組が途上にあったことを際立って認識させられる結果となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、ICTは、国民生活や経済活動の維持に必要な不可欠な技術となりつつあり、リモートワークやWeb会議が普及するなど、これまでデジタル化が進まなかった領域にもデジタル化の波が押し寄せています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、世界は、新たな社会・経済へと不可逆的な進化を遂げつつあり、その進化は、およそ10年程度の社会・経済の変革を一瞬にして成し遂げたともいわれています。

デジタル化・リモート化を最大限に活用することにより、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造へとつながっていくことが想定されます。



図：Before コロナからWith コロナへ（「令和2年 情報通信白書」（総務省）より）

4 新温泉町における情報化の現状

本町の情報化については、合併後にケーブルテレビ事業「夢ネット」によるインターネット通信環境の一元化の検討を行いました。それぞれの地域性を尊重することとなり、浜坂地域は民間事業者によるインターネット通信環境の整備（全域の光ファイバー化）により、インターネットの高速化（ブロードバンド化）が図られています。

温泉地域では平成17（2005）年4月、公設公営のケーブルテレビ事業「夢ネット」をスタートし、全世帯で地上デジタルテレビ放送の同時再放送・自主放送番組の視聴・インターネット・音声告知サービスなどを行っていますが、設備の老朽化と部品の製造中止による供給困難等により維持管理が厳しくなっており、その再整備が急務な課題となっています。また、平成27（2015）年度から民間事業者による高速インターネットサービスが始まっていますが、限定した地域でのサービスであり、民間事業者と「夢ネット」のインターネット通信速度の格差が広がっています。

防災情報の伝達手段については、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5ヵ年をかけ「防災行政無線整備事業」により、町内の防災放送の一元化（屋外放送整備）を図りました。ただ、各戸への情報伝達については、浜坂地域が集落放送設備による各戸放送、温泉地域はケーブルテレビ回線を利用した告知放送と、両地域間で異なる情報基盤による情報提供となっています。

本町の行政事務における現在の業務システムは、住民情報をデータベースにもつ基幹系業務システムと行政内部の情報共有を目的とする情報系業務システムで構成しています。基幹系業務システムは、ホストコンピュータによるオンラインシステムを中心に構成しており、その主なものとして、住民基本台帳、税務情報、国民健康保険、年金など、住民を対象とするシステムがあります。このシステムでは各業務システムがそれぞれ単体で動作するのではなく、各システムが連携し、情報の共有化を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図っています。

また、情報系業務システムは、その主なものとして財務会計システムや給与システムなど、町の内部管理事務に係るシステムと庁内のネットワークを活用した職員間の電子メールや掲示板などのグループウェアがあり、事務処理の迅速化や行政情報の適正管理等の面で効果を発揮しています。

新たな取組として、国のデジタル化推進の象徴でもあるマイナンバーカードを利用した、住民票の写し・印鑑登録証明書・取得課税証明書等のコンビニ交付の計画を進めています。

また、地区公民館を中心とした公共施設の公衆無線LAN整備を進め、地域住民による情報リテラシーの向上を図るための講習会等の推進を行っています。さらに、テレワーク活用によるワーケーション事業の推進により、関係人口の増大を図ることとしています。

そして、町の情報発信については、広報紙・ホームページ・防災行政無線・ケーブルテレビ等を通じて行っており、平成30（2018）年度からフェイスブック、また令和元（2019）年度からインスタグラムによる情報発信も行っています。

主な既存の情報システム

	システム名	システムの概要	稼働時期
町 独 自 シ ス テ ム	新温泉町イントラネットシステム	職員のスケジュールや公用車等の管理業務を行い、情報伝達の効率化とデータの共有化を行うグループウェアシステム	平成17年10月～
	財務会計システム	予算執行状況をデータベース化し、歳入、歳出、決算管理及び起債管理などをオンラインにより行うシステム	平成17年10月～
	庶務事務システム	勤怠情報管理、時間外勤務命令、旅費命令などをオンラインにより行うシステム	令和5年4月～
	電子決裁システム	決裁・承認を電子化し、意思決定の迅速化、決裁業務の生産性向上を目的としたシステム	令和5年4月～
	人事給与システム	職員の人事管理業務や給与計算業務などを管理するシステム	平成17年10月～
	公会計システム	財務会計と地方公会計が一体となったクラウドサービス日々仕訳（自動仕訳）方式により、財務書類の有効活用や業務効率化を支援するシステム	平成28年5月～
	ふるさと納税管理システム	ふるさと納税に関する情報を一元管理し、帳票印刷や配送手配等の事務の効率化を図るシステム	平成30年12月～
	総合行政システム	住民情報を基本とした住民票、税、国民健康保険、国民年金などの情報をデータベース化し、オンラインにより窓口等の端末で即時処理するシステム 〔稼働システム〕 住民基本台帳、住民登録外管理、印鑑証明、住民税、ごみ手数料、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険資格、収滞納業務、国民年金、住宅使用料、学齢簿管理、選挙	平成17年10月～
	番号連携サーバスシステム	マイナンバー制度における団体間の情報照会及び情報提供（副本登録）の管理を行うシステム	平成29年7月～
	戸籍総合システム	戸籍の発行業務及び事務処理、戸籍データの維持管理等を行うシステム	平成29年7月～
	病院情報システム	医師の診療内容や治療指示を関係部門に伝達するシステムを中心として、カルテの電子化、看護支援、検体検査、薬剤管理、画像処理、医事会計、健診などのシステムを一体化させ、患者サービスの向上と正確な医療の提供を目指すシステム	平成25年4月～
	遠隔画像診断システム	病院間でのデジタル画像及びその関連情報の相互伝達により、専門の放射線科医による診断を行うシステム	平成27年5月～
最新医療情報検索システム	インターネット回線を活用して、最新の医療情報を確認するシステム	平成28年6月～	

	システム名	システムの概要	稼働時期
町 独 自 シ ス テ ム	固定資産地番検索システム	各種資料、調書等、固定資産評価業務による成果品をパソコンにより管理するシステム	平成17年10月～
	申告支援システム	確定申告、町申告、年金、給与支払報告書等のデータを管理するシステム	平成22年11月～
	介護事業者支援システム (WINCAR)	介護保険制度化のケアマネジメントや介護報酬制度などの事務の円滑化を図るシステム	平成17年10月～
	福祉・健康管理総合システム	高齢者保健福祉台帳を整備するシステム	平成17年10月～
	図書館情報システム	図書館の貸出し、返却、検索、予約などのシステム	平成17年10月～
	農家基本台帳システム	農地に関する情報をデータベース化し、農業委員会の議案作成や許可業務を管理するシステム	平成17年12月～
	包括支援システム (ほのぼの)	各種介護サービスや福祉サービスを円滑に提供するシステム	平成18年4月～
	統合型GIS (ジオグラフィック・インフォメーション・システム)	各部署の地図データを統合して、各部署が情報を共有できる庁内横断的システム	平成27年4月～
	子ども・子育て支援システム (ミサリオ) (※こども教育課)	確認事業者、支給認定、契約、利用調整、審査、支払、交付金申請、収納、滞納を管理するシステム	平成27年4月～
	学童保育システム (ソシアン) (※こども教育課)	学童利用者の登録、利用実績、保護者負担金口座振替等を管理するシステム	令和3年1月～
	給食費管理システム (ソシアン) (※こども教育課)	各小中学校での給食提供者に対する学校給食実費徴収金、牛乳不要者を管理するシステム	平成30年4月～
	介護保険システム	被保険者の資格・受給者・給付実績・保険料納付記録業務などを管理するシステム	平成28年4月～
	後期高齢者システム	広域連合との連携や保険料徴収業務を管理するシステム	平成28年4月～
	児童手当システム	認定請求、審査、現況届、支払処理、年齢到達、統計処理業務などを管理するシステム	平成28年4月～
	福祉医療システム	受給者の認定、受給者証発行、医療費支払処理、統計処理業務などを管理するシステム	平成28年4月～
	障がい者福祉システム	手帳合帳管理、自立支援、地域生活支援等、障がい者福祉サービスを管理するシステム	平成29年4月～
	障害福祉業務総合支援システム (オクトパス)	給付費の適正化、審査業務の効率化を図る総合チェックシステム	令和2年4月～
	水田情報システム	経営所得安定対策対応、交付申請書出力、生産調整事務などのシステム	平成28年4月～
	法定外公共物管理システム	法定外公共物を管理するシステム	平成17年10月～
	地籍調査支援システム	地籍調査を進めるためのシステム	平成20年11月～
企業会計システム	温泉、上水道、下水道の(収入・支出)財務会計システム	平成28年4月～	
水道料金システム	水道料金管理システム	平成30年10月～	
管路管理システム	水道管路管理システム、温泉管路管理システム	令和2年4月～	

	システム名	システムの概要	稼働時期
国・ 県の 提供 シ ス テ ム	児童手当勘定業務関連システム	厚生労働省に対して報告する事務交付金、国庫負担金の申請等に使用し、事務の簡素化を図るシステム	平成17年10月～
	認定支援ネットワークシステム	要介護状態または要介護支援状態にある者の心身の状況に関する調査、介護認定審査会等の意見等を整理し、今後の要介護認定等にかかる事務に反映させるシステム	平成17年10月～
	水道統計調査システム	水道事業の業務、施設の概況を調査するためのシステム	平成17年10月～
	国民年金被保険者情報照会システム	社会保険業務センターが保有する国民年金被保険者の情報を照会するシステム	平成17年10月～
	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速、的確な応急対応の実現及び市町、消防本部等との情報交換の円滑化による救急救援活動等の支援に活用するシステム	平成17年10月～
	国民健康保険事業実績報告書作成システム及び調整交付金システム	国民健康保険療養給付費等負担金、調整交付金等の申請書、実績報告書の計算など複雑で膨大な業務を、各項目が連動し正確に作成できるシステム	平成17年10月～
	地方税ポータルシステム(eLTAX)	加入者からの個人住民税(給与支払報告書)・法人町民税申告書・固定資産税(償却資産)申告書、年金保険者からの公的年金データ、年金特徴情報を授受するシステム	平成21年10月～ (年金特徴情報) 平成22年12月～ (申告書)
	国税連携システム(e-Tax)	所得税の申告書データ(確定申告書、修正申告書、更正請求書等)、及び地方間で地方税データを授受するシステム	平成23年1月～
	標準積算システム	農村農業整備事業費等を積算するシステム	平成17年10月～
	兵庫県積算共同利用システム	公共工事の予定価格の参考資料を作成するためのシステム	平成17年10月～
その 他 の 提 供 シ ス テ ム	農地情報公開システム(各農業委員会等利用システム)	農地情報を公開するシステム	平成29年1月～
	住民基本台帳ネットワークシステム	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム	平成17年10月～
	遠隔教育システム	遠隔地の病院をインターネットで結び、カンファレンス(症例検討会)やコンサルテーション(相談)を行うなど医療教育ネットワークを整備するためのシステム	平成27年10月～

5 新温泉町における情報化の課題

(1) 住民の参画と協働によるまちづくりの実現

第2次新温泉町総合計画では、まちづくりの基本方針の1つに「住民と行政が夢をふくらませるまち」を掲げており、住民の意向をまちづくりに反映させるため、住民、地域、事業者などと議会、行政が、それぞれの特性に応じて役割と責任を担い、協働のまちづくりを推進することとしています。このため、行政では、ICTを活用して、SNSやホームページ等による情報提供を積極的に行い、住民との信頼関係を築くとともに、アンケートや広聴に対応できる利便性の高いサービスの提供を進めていくことが必要となっています。

(2) 住民サービスの向上

全国的に高齢化が進むなか、本町における高齢化率は41.1%（令和2年国勢調査）と全国平均28.7%を大きく上回っている状況にあり、健康・福祉・医療の情報の必要性が高くなっています。このため、高齢者の状況やニーズを把握しながら、保健・医療・福祉などの情報のネットワーク化や医療や介護・健康管理のためにICTを活用した仕組みの導入を検討していく必要があります。また、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上や地域産業の振興、子育て支援や教育、生活環境の充実等の面においても、効果的な情報化施策を積極的に展開していくことが必要となっています。

(3) 行政事務の効率化

限られた財源と人材を効果的かつ効率的に活用するため、計画的な行政運営を進めるとともに、ICTを活用した事務事業の効率化やサービスの提供に努める必要があります。さらに地方分権の確立・行財政改革等の推進のため、総合行政ネットワークや行政評価などへのICTの活用や現在、国が進めている「自治体DX」の動向にも注目し、必要な対応を図っていくことが求められます。

(4) 情報通信基盤の整備と有効活用

町内のインターネット通信環境については既に民間事業者によるブロードバンド化が図られている浜坂地域と旧式のケーブルテレビによるインターネットと民間事業者が混在する温泉地域と、情報通信基盤の環境において格差が生じています。

したがって、老朽化による整備が急がれるケーブルテレビにおいては、ブロードバンド化も併せて対応する必要があります。

防災情報の伝達手段については、令和2（2020）年度に町全域での防災行政無線のデジタル化が完了しました。今後は伝達手段の多重化・多様化を図り、より確実に防災情報が伝達できるシステムの構築が課題となっています。

(5) 安全性の確保

I C Tの急速な進展に伴い、スマートフォンやタブレットなどの情報端末などの普及が進み、それらの情報機器を活用した様々なサービスが展開され、生活の中にI C Tが急速に浸透してきていますが、その一方では、ネットワーク障害による通信の途絶や、コンピュータウイルス感染などの情報セキュリティ事故が発生しています。利用者が情報セキュリティ事故に遭わないよう、I C Tに関する学習機会を提供するなど万全の対策を講じる必要があります。

本町の行政事務においても、組織的に情報セキュリティ対策に取り組むため、研修等を通じて、職員一人ひとりに個人情報保護と情報セキュリティに対する高い意識を醸成するとともに、様々な脅威をもたらす可能性のあるインターネットを行政内部の情報システムから分離するなど、情報資産を守るための取組を通じ、今後も住民が安心してI C Tの恩恵を享受できるように、継続して情報セキュリティ対策の向上に取り組むことが必要となっています。

(6) 情報を利活用できる能力の向上と情報格差の是正

スマートフォンやインターネットが主要な情報伝達手段となる中で、こうしたI C Tを使いこなせる人とそうでない人との間に情報格差（デジタルデバイド）が生じています。

全国では、新型コロナウイルスワクチン接種オンライン予約でI C T機器を利用できない高齢者を高校生がフォローする事例も発生しました。

このことから地域全体の情報リテラシーの底上げを図るため、情報化リーダーやボランティアなどの人材育成、高齢者等が日常生活の中で、インターネット等を利用できる環境の整備、情報通信機器の利用に関する学習機会の提供、高齢者や障がい者にも利用しやすい情報通信機器の整備、情報伝達手段の多様性の確保などが必要となっています。

第3章 情報化の基本方針と推進目標

1 情報化の基本方針

本町における情報化の課題に対応するため、上位の「総合計画」をはじめ、国・県の情報政策の動向及び本町における情報化の現状を踏まえ、次の情報化の目標に沿った施策の展開を図ります。

2 情報化の推進目標

第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）を基本に、情報化の各推進施策を実施することを目標とします。

（1）高度情報化の推進

1）情報通信環境の充実

- ・町内全域の高速、大容量の情報通信に対応した情報通信基盤の整備
- ・公衆無線LANの整備充実
- ・民間企業との連携・協働によるブロードバンドの環境整備

2）情報通信技術（ICT）の活用

- ・電子申請等による各種行政手続きのオンライン化を推進するなど、デジタル技術を活用した住民サービスの向上
- ・住民自らの情報通信技術の活用を図るため、マイナンバーカードの普及促進

3）情報セキュリティの強化

- ・個人情報情報の漏えい防止やコンピュータウイルスに対応するための、情報セキュリティ対策の強化

（2）情報発信の強化

1）情報提供の充実

- ・ホームページやSNS、ケーブルテレビを利用した情報発信コンテンツの強化
- ・町のさまざまな取組やイベント等を分かりやすく伝えられる広報紙の充実
- ・住民や観光客が必要とする情報が分かりやすく、整理されたホームページの充実

2）戦略的な情報発信

- ・温泉などの地域資源を効果的に活用した情報発信等
- ・行政、住民、企業、各種団体の情報を共有し、町全体が一体となった情報発信ができる環境づくり

第4章 情報化推進施策の展開

1 高度情報化の推進

(1) 情報通信環境の充実

1) インターネット接続環境（公衆無線LAN設置）の整備促進

公共施設での公衆無線LANは、現在32ヶ所に設置しています。今後もスマートフォン等の情報端末で自由にインターネット接続できる環境を整備します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
公衆無線LAN設置	企画課	段階的拡充				
→						

2) ケーブルテレビ整備と情報基盤の整備推進

老朽化等により更新整備が必要となっているケーブルテレビ設備について、「新温泉町ケーブルテレビジョン整備検討委員会」意見を踏まえた早急な整備を行います。

併せて、インターネット通信環境の格差が生じている温泉地域の光ファイバー化による、町全域のブロードバンド化を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
ケーブルテレビの整備推進	企画課	調整		実施		
	地域振興課	→				

3) マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスの導入

住民の利便性向上や窓口業務の負担軽減を図るため、マイナンバーカードを活用して、住民票・印鑑証明書・戸籍証明・取得課税証明書等の様々な証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービスの準備を進めています。

今後もマイナンバーカードの活用方法の拡大が予想されるため、普及についても住民の理解を得ながら推進を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
証明書等のコンビニ交付サービスの導入	町民安全課	準備	実施			
	総務課	→				
マイナンバーカードの普及推進	町民安全課	実施				
	総務課	→				

4) テレワーク活用によるワーケーションの推進

ワーケーションによる来訪者、ひいては関係人口の増大を図るため、ワーケーション受入れ環境整備の一環として、町内における官民によるワークスペース設置を推進するとともに、宿泊施設等の通信環境の強化を図ります。併せて、ワーク可能なスペースやその通信環境等についての情報を発信し、利用を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
テレワーク活用によるワーケーション	企画課	実施				
	商工観光課	—————▶				

5) 防災行政無線の機能強化等（防災情報システム）

令和2（2020）年度にデジタル化整備が完了した防災行政無線は災害時の情報伝達手段として大きな役割を担っています。しかし、「悪天候時等に屋外放送が聞き取りづらい」等、情報伝達に不十分な現状があります。

それらを解決するため、既存の防災行政無線の屋外拡声子局による地域への情報伝達や屋内受信機・戸別受信機による各家庭への情報伝達に加えて、防災行政無線の機能強化と情報伝達手段の多重化、多様化を図り、より確実に防災情報が伝達できるシステムを構築します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
防災行政無線の機能強化等	町民安全課	段階的整備			整備完了	安定運用
		—————▶				

（2）情報通信技術（ICT）の活用

1) 情報システムの標準化・共通化

基幹系業務システムのうち「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められた業務について、ガバメントクラウド上に構築された標準化仕様に適合したシステムへ移行します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
標準化システムへの移行	総務課	検討	整備	段階的拡充		
		—————▶				

2) 行政手続きのオンライン化

「住民の利便性の向上」と「行政運営の簡素化・効率化」を目的とし、行政手続きのオンライン化を検討し、住民並びに本町もメリットを享受できる環境を整備します。デジタル・ガバメント実行計画における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」のオンライン化を検討し、「自治体DX 推進計画」において「特に国民の利便性向上に資する手続き」とされた手続きについては、マイナポータルを活用したオンライン化を進めます。また、ホームページを活用したオンライン申請も検討します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
行政手続きのオンライン化	総務課	整備	段階的拡充			

3) 税の電子申告・電子納付の推進

国税や県税の電子申告システム利用は徐々に進んでおり、令和4年度から導入予定である、町の電子納付システムと併せて、更なる普及啓発に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
電子納付システム等の普及啓発	税務課	実施				

4) 公共施設案内予約システムの整備

住民や事業者等の利便性の向上を図るため、インターネットやスマートフォン等を通じて、町内の公共施設の紹介や空き状況の検索、予約受付システムの導入を検討します。(SNS自治体公式アプリシステムの活用)

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
予約受付システムの導入	企画課	整備	段階的拡充			

5) ICTを活用したスマート農業の支援

AI・ICT等先端技術を農業生産現場に導入することにより、過疎高齢化による農業の担い手不足に対応するために、デジタルを活用した経営支援に対する補助金制度などにより、本町の農業の魅力向上や成長産業化を図ることを目指します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
講習会の開催	農林水産課	段階的拡充				

6) ICTを活用した商工業の活性化支援

町内の商店や企業等の情報化を促進するため、商工会等と連携を図りながら、ICTを活用した新たな販路開拓の促進など、ICTの活用方法について情報提供や講習会などを行い、商工業の活性化を支援します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
講習会の開催	商工観光課	段階的拡充				

7) ICTに関する学習機会の提供

住民の情報リテラシー向上、インターネット利用に伴う犯罪やトラブル防止のため、公民館講座や高齢者大学講座などを通じて、住民向けのインターネット教室、セキュリティ教室等の充実を図ります。特に、ICTへの関心が低い傾向にある高齢者の基礎的情報リテラシー向上のため、パソコン、スマートフォン、タブレット教室等を行い、情報格差の解消を推進します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
教室等の開催	生涯教育課	段階的拡充				

8) GIGAスクール構想の推進

GIGAスクール構想で整備した全児童生徒1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用し、教育環境の充実、活用スキルの向上、個の理解度、学習状況等に応じた指導の充実を図ります。

また、Web会議システム等を使い、学校間、学校と家庭、学校と地域をつなぐオンライン学習を進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
GIGAスクール構想	こども教育課	段階的拡充				

9) 防犯システムの構築

地域の防犯等に関する情報を住民と共有するため、関係機関からの不審者情報等を必要により防災行政無線、ケーブルテレビ告知放送で提供するとともに、ひょうご防犯ネットへの加入促進を図ります。また、防犯カメラについては、設置を希望する団体に対し、県補助事業の紹介や県補助事業の採択を受けた事業への補助金交付など、普及啓発に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
ひょうご防犯ネットへの加入促進	町民安全課	実施				
防犯カメラの普及啓発	町民安全課	実施				

(3) 情報セキュリティの強化

1) セキュリティ対策の徹底

国のガイドラインを踏まえセキュリティポリシーを適宜見直すとともに、職員向けのセキュリティ研修や内部監査を実施することで、セキュリティ対策を徹底します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
セキュリティ対策	総務課	実施				

2) デジタル人材の育成（職員向けICT研修の実施）

デジタル社会に対応するためには、ICTを活用した質の高い住民サービスを継続していく必要があります。そのため、職員の情報リテラシー向上に努め、計画的かつ継続的にICT研修を実施します。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
職員ICT研修	総務課	実施				

3) 教職員の情報リテラシーの向上

町立小中学校に、県から情報教育専門推進員を招くなど、コンピュータ操作研修を充実し、教職員間での活用能力格差の解消に努め、指導力の向上、校務の時間短縮、業務改善につながるよう教職員の情報リテラシーの向上を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
コンピュータ操作研修の充実	こども教育課	段階的拡充				

2 情報発信の強化

(1) 情報提供の充実

1) 町ホームページの拡充とメディアとの連携

住民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、町ホームページで町が保有する公開可能な情報を積極的に発信するとともに、情報の整理・体系化を行い利用者が得たい情報へ容易にアクセスできるようシステムの改善を行います。また、各メディアと連携して、その特性を有効に活用した、良質な情報発信に努めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
町ホームページの拡充	企画課	段階的拡充				

2) SNSの活用

SNSは、情報発信においての有効性が年々高まっています。

適正な情報発信などのための運用基準を整備して、地域の情報を発信し、参加者同士が自由に議論や情報交換を行うことのできるSNSを活用します。

また、SNS自治体公式アプリシステムを導入し、セグメント発信機能を活用した個々に必要な情報の伝達を進めます。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
SNSの活用	企画課	段階的实施				

3) 夢ネット自主放送による情報発信

町議会一般質問や地域イベント・学校（こども園）行事等の放送を行っていますが、今後も、住民が身近にあるテレビでさまざまな行政情報を入手できるように、夢ネットの自主放送番組の充実を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
夢ネット自主放送	地域振興課	段階的拡充				
	企画課					

(2) 戦略的な情報発信

1) コロナ後の観光業の復興・振興を図るための広域的情報化の強化

コロナ禍での観光業の復興やコロナ後の観光振興を図り、各種イベント・キャラバンや、国・県・町からの支援事業を推進するため、麒麟のまち圏域での広域的取組による情報化の強化を図ります。

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
麒麟のまち圏域での情報化の強化	商工観光課	準備	実施			

2) 関係人口による情報発信促進

温泉を活用したワーケーション受入推進など関係人口増大に係る取組を進め、関係人口による間接的な町の情報発信を推進します。観光資源や施設のPRにとどまらず、企業研修やCSR（企業の社会的責任）での来町者など、オンラインの活用に向けた外部人材を活用して取組のプロセスなどを含めた情報発信を推進し、さらなる関係人口の増大と町のイメージ向上を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
関係人口による情報発信	企画課	段階的拡充				
	商工観光課					

3) 他団体と連携した農林畜水産業情報の提供と特産品の販売促進

県や農業協同組合、漁業協同組合など関係団体と連携を図りながら、農林畜水産物の生産性や安全性、地産地消や地産外商などにかかる情報をホームページ等で広く内外に発信します。また、町の特産品の拠点施設である「道の駅」等を活用し、観光資源や地場産品、イベント等の情報を発信するとともに、ふるさと納税の事業推進を図ります。

【目標スケジュール】

施策事項	担当課	年 度				
		4	5	6	7	8
農林畜水産物の情報発信	農林水産課	段階的拡充				
道の駅を活用した情報提供	農林水産課	段階的拡充				
	商工観光課					
	総務課					

第5章 計画推進にあたって

1 推進体制

(1) 全町的な推進体制

第4次新温泉町情報化計画の各種施策の推進については、町が行政施策として展開するだけでなく、住民、地域、事業者などと議会、行政がそれぞれ適切な役割を担うことにより、情報化の推進を図り、情報交流などによる地域の活性化を促進していくことが大切です。

そのため、住民や各種団体が本町全体の情報化に参加し、意見や提案等が十分施策に反映できる体制づくりに努め、連携を図ります。

(2) 庁内推進体制と進行管理

本町における情報化を推進するにあたり、行政全体で一体的に情報化計画を推進する「新温泉町情報化推進本部」を設置し、全庁的な推進体制を整備しています。同本部では、計画の進行状況、効果等を調査、把握し、PDCAサイクルを確立するとともに、ハード、ソフト両面にわたるICT技術の進展、国や県の情報化の動向、特に現在国が進めている「自治体クラウド」の動向なども視野に入れ、本計画の見直しや修正を行います。

また、本計画の進行管理と、住民のニーズ等を計画や施策に反映させるため、住民や有識者、専門家などによる「新温泉町情報化推進委員会」を適宜開催します。同委員会では、計画に沿って各種施策が着実、かつ、効果的に展開しているかを住民の立場で定期的に確認するとともに、情報化推進に必要な事項について協議します。

(3) 情報化施策の普及啓発

本計画による情報化施策が広く認識され、住民の積極的な参画が得られるよう、町ホームページ等により積極的に情報発信するとともに、広報紙、新聞などのメディア、出前講座などを活用し、さまざまな機会を捉えて住民、地域、事業者などへの普及啓発に努めます。

(4) 情報化施策の見直し

本計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間となっていますが、ICTの進歩が急速であることや、社会ニーズ、規制緩和等の変化が著しいことから、妥当性や有効性、効率性等を総合的に判断し、事業の継続や廃止、拡大や縮小など柔軟に計画の見直しを図ります。

(5) 国、県等の補助事業の活用と情報基盤の標準化・共通化の推進

I C T社会の実現に向けた情報化の進展は、国や県においても積極的に取り組まれ、さまざまな補助事業等が展開されています。町の取組に合致し、推進を加速することが期待される事業については、積極的に補助事業を活用するとともに、情報基盤の標準化・共通化について推進します。

2 留意事項

(1) 行財政改革の推進

情報化は組織のスリム化や再編、開かれた行政の実現などをはじめとする行財政改革の手段として非常に有効です。I C Tの普及に対応して単に既存の事務を電子化するのではなく、業務体系の見直しとともに、費用対効果を勘案し効果的な情報化投資の実施に留意します。

(2) 少子高齢化に対応した情報化施策の展開

情報システムや申請様式の標準化・共通化を進めるにあたり、既存システムの移行等が必要となります。これに併せ、高齢者の状況やニーズを把握しながら、健康・医療・福祉などの情報のネットワーク化や医療や介護・健康管理のためにI C Tを活用した取組を行うとともに、子育て支援や教育、生活環境の充実等の面においても、効果的な情報化施策を展開することに留意します。

(3) 高齢者に配慮した情報化の推進

高齢者への情報化推進については、画一的な説明ではなく個々の事情に合わせた配慮を行う必要があります、その手法についても事業毎に検討を行います。

また、情報リテラシーの向上を図るだけでなく、情報化についていけない状況にある方については、周辺の方々が支援できる体制を構築することにより情報化の恩恵を受けることが可能となるよう留意します。

(4) 情報化に係るシステム導入等の広域化

情報システムの標準化・共通化及び行政手続きのオンライン化を進めるにあたり、システム整備が必要となります。国・県の事業と連携することを基本としていますが、広域化が行える部分については、広域化を図り経費の削減を図ることに留意します。

資料

1 新温泉町情報化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における新温泉町情報化計画に基づく情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進及び情報化計画の見直し、修正に関すること。
- (2) その他情報化推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長 総務課長 企画課長 税務課長 町民安全課長 健康福祉課長 商工観光課長 農林水産課長 建設課長 上下水道課長 牧場公園長 総合支所長 公立浜坂病院事務長 介護老人保健施設ささゆり事務長 出納室長 こども教育課長 生涯教育課長 議会事務局長

2 新温泉町情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における情報化計画の策定及び情報化の推進を図るため、新温泉町情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報化計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他情報化の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

3 新温泉町情報化推進委員会委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	秦野 諭示	1号委員
副委員長	中村 義孝	1号委員
委 員	朝野 泰昌	1号委員
委 員	上島 康彦	1号委員
委 員	尾崎ひとみ	1号委員
委 員	谷田 永作	1号委員
委 員	中村 吉志	1号委員
委 員	松田 博之	1号委員

4 第4次新温泉町情報化計画策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和3年 6月29日	第1回新温泉町情報化推進委員会開催	策定方針・スケジュールの確認、情報化の現状について報告
令和3年 7月14日	第1回新温泉町情報化推進本部会議開催	策定方針・スケジュールの確認、情報化委員会について報告
令和3年 8月 2日 ～9月30日	第3次新温泉町情報化計画の進捗状況調査並びに第4次新温泉町情報化計画における施策のとりまとめ	各担当課へ調査実施
令和3年 8月10日	第2回新温泉町情報化推進委員会開催	第3次新温泉町情報化計画進捗状況調査について、第4次新温泉町情報化計画案の重要ワードの確認
令和3年 8月19日	第3次新温泉町情報化計画の進捗状況ヒアリング	各担当課へヒアリング実施
令和3年11月22日	第3回新温泉町情報化推進委員会開催	第4次新温泉町情報化計画案の審議
令和3年12月15日	総務産建常任委員会	第4次新温泉町情報化計画案の策定状況を報告
令和3年12月20日	第2回新温泉町情報化推進本部会議開催	第4次新温泉町情報化計画案の協議
令和3年12月24日 ～令和4年1月20日	パブリックコメントを実施	9件（2名）の意見
令和4年 2月14日	第4回新温泉町情報化推進委員会開催	第4次新温泉町情報化計画案の審議
令和4年 2月15日	第3回新温泉町情報化推進本部会議開催	第4次新温泉町情報化計画を策定

5 用語解説

<五十音順>

インターネット (internet)

世界中の大学、政府組織、企業、個人などのネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。一般利用者は専用線や電話回線で接続し、情報の検索や閲覧、電子メールやファイルの送受信、オンラインソフトの入手などができる。

イントラネット (intranet)

インターネットの技術を利用し、特定のエリアと組織内メンバーなどの限定されたユーザーのみを対象として構築された情報通信網。

インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

オンライン (online)

機器同士が物理的、あるいは論理的に接続された状態のこと。一般的には、インターネットやパソコン通信といったネットワークに接続され、利用できる状態のこと。

グループウェア (groupware)

組織内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、施設予約機能などがある。

クラウド (cloud)

クラウドコンピューティングとも言う。データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバー群 (クラウド (雲)) にあって、ユーザーは自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができる新しいコンピュータネットワークの利用形態のこと。

クラウドファンディング

インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達すること。

クラウドソーシング

インターネットを活用して不特定多数の人に業務を委託すること。

公衆無線LAN

公衆無線LANは、無線を利用したインターネットへの接続サービス。移動中でも駅や公共機関、宿泊施設、喫茶店、ファストフード店などの人の多く集まる場所などにアクセスポイントが設置されていれば、そこからインターネットを利用することができる。

コンピュータウイルス (computer virus)

コンピュータに侵入し、正常な操作をできなくさせたり障害を与えたりするプログラム。

サイバー空間

主にコンピュータやネットワークによって構築された仮想的な空間。

シェアリングエコノミー

乗り物、住居、家具、服など、個人所有の資産等を他人に貸し出しをする、あるいは、貸し出しを仲介するサービスを指す。

セキュリティポリシー (security policy)

ネットワーク上のコンピュータシステムのセキュリティ (安全・機密保護) 性を、具体的な方法で維持するための対策規定。

タブレット端末

タッチパネル式などの表示・入力部を持った携帯可能な薄い板状のコンピュータなど。Apple社の iPad などがある。

チャットボット (chatbot)

「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。「チャット」とは、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。「ボット」とは、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムのこと。

ディープラーニング

深層学習や特徴表現学習とも呼ばれ、人間が自然に行う計算や処理などをコンピュータに学習させる機械学習の手法のひとつ。

デジタル・ガバメント

官民協働を軸として、デジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しを行い、行政の在り方そのものを変革すること。

デジタルデバイド (digital divide)

パソコンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる情報格差。または、情報技術を持つ人と持たない人との間に生じる経済格差のこと。居住地・収入・学歴・人種・性別などさまざまな要因で生じるとされる。

デジタル・トランスフォーメーション (DX)

企業や組織が将来の成長・競争力強化を目的に、データや新たなデジタル技術を活用して、新たなビジネス・サービスモデルを創出し、柔軟に改変して価値提供の方法を抜本的に変えること。Digital Transformation のこと。「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。

データベース (database)

複数のアプリケーションソフトまたはユーザーによって共有されるデータの集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。

テレワーク

ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

ニュー・ノーマル

新たな状態・常識。世界経済はリーマンショックから回復しても以前の姿には戻れない、との見方から生まれた言葉で、コロナ禍でも構造的な変化が避けられない状況を示唆している。

パブリックコメント (public comment) 制度

行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見、情報を考慮して意思決定を行う制度。

光ファイバー

ガラスなどの細い繊維できている光を通す通信ケーブルで、超長距離・大容量のデータ通信が可能。セキュリティも高いとされている。

兵庫情報ハイウェイ

本庁と地方機関を結ぶ県庁WANや県立学校を結ぶ教育情報ネットワークなど行政各分野の効率的なネットワークの基盤

ビッグデータ

従来のデータベース管理システムでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。データ管理技術の進化により効率的なデータ処理が可能となったことで、ビッグデータを解析したものを、マーケティングや新しいビジネスの創造などに活かす動きが活発化している。

ファイアーウォール (firewall)

ネットワークへの不正侵入を防ぎ、利用者の接続統制などを行うホストコンピュータ。インターネットとの接続を1ヵ所にまとめ、情報の流れを制御する方式。

フェニックス防災システム

兵庫県庁に設置したサーバーと県関係機関や県内市町などに設置した防災端末を専用線等で結び、被害情報などを迅速に収集・伝達、共有化するとともに、被害予測などをもとに必要な要員や物資の需給推計を行い、初動時の意思決定を支援する災害対応総合情報ネットワークシステム。

ブロードバンド (broadband)

データ伝送の分野において、広域帯のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路(光ファイバやケーブル)で送る方式を指す。近年は、単に高速度で大容量のADSLや光ファイバ等のデータ転送のことを指すことが多い。動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ホストコンピュータ (host computer)

ネットワークに接続されているパソコンなどからの計算や制御の要求を集中して処理するコンピュータのこと。サーバーが典型的な例であるといえる。

ポータルサイト (portal site)

インターネットにアクセスするときに、玄関口となるウェブサイト。

マイナンバー制度

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会インフラを構築する土台となる制度。

マイナンバーカード

本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

モバイル (mobile)

オフィスや自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話等のデジタル機器を使い、ネットワークを通じて情報のやりとりをすること。

ユーザー・インターフェース

利用者とコンピュータやサービスとの接点全般を指す。コンピュータを扱うときに利用者が情報を受け取ったり入力したりするための仕組み。

ユニバーサル (universal) 化

地理的、人的要因（例えば高齢者や身体障がい者）に起因する情報格差を是正する意味で用いられる。

リテラシー (literacy)

読み書き能力のこと。情報やコンピュータを扱う能力。情報リテラシーは、コンピュータを使用して情報を活用する能力。

<英数>

AI (Artificial Intelligence)

人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

C A T V (Community Antenna Television)

電波ではなく、ケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年では、テレビ放送だけでなく、インターネット接続やIP電話などのサービスも広く行なわれている。

C S R (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任のことで、企業は利益追求・法令遵守だけではなく、あらゆるステークホルダー（利害関係者のことで、消費者をはじめ社会全体）の多様な要求に対し適切な対応をとる義務があることを示す。

GIGA スクール構想

文部科学省による、一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供達一人一人に個別最適化され、資産・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するための政策。

G I S (Geographic Information System)

地理情報システムのことで、コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を参照できるように表示・検索機能がある。「統合型地理情報システム」は、行政内部で保有し、複数の部署が利用する地図データを各部署が共用できる形で整備し、利用していく横断的なシステムのこと。

I C T (Information and Communication Technology)

情報通信に関する技術一般の総称。日本ではIT (Information Technology: 情報技術) が同様の言葉として一般的だが、国際的にはICT を使う場合が多く、日本でも定着しつつある。

I T (Information Technology)

情報通信技術、情報技術と訳される。コンピュータやインターネットを支える器具類やインターネットに代表されるように、文字や音声、映像など多様な形態の情報の迅速な収集・伝達や高度な情報処理を行うこと。

I o T (Internet of Things)

世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

J - A L E R T

消防庁が整備した全国瞬時警報システムの通称。津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて消防庁から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達する。

L A N (Local Area Network)

会社内など特定の範囲に構築された通信ネットワーク。構内ネットワークともいい、建物内や事務所の構内など同一組織内でコンピュータや周辺機器などを設置し、データやプリンタなどを共有するネットワークのこと。例：庁内LAN（行政）、校内LAN（学校）など。

MaaS (Mobility as a Service)

複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念を指す。

P D C A サイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のプロセスを順に実施する。このプロセスを繰り返すことによって、事業の円滑及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

R P A (Robotic Process Automation)

これまで人間のみが対応可能とされていた作業を人間に代わって実施できる機能で、例えば人がPC上で行っている作業を自動化できるため、既存の業務を効率化できることが期待されている。

S N S (Social Networking Service)

社会的ネットワークをインターネット上で構築し、人とのつながりを促進・サポートするサービス。

Society 5.0

AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術を、あらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。

T w i t t e r (ツイッター)

今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような140文字以内の短い文章で投稿できる情報サービス。不特定多数の人に対して今自分がしていることを共有することができる。SNSのひとつ。

OS (Operating System)

システム全体を管理し、さまざまなアプリケーションソフトを動かすための最も基本的なソフトウェアのこと。

5G (5th Generation)

「超高速」だけでなく、「多数接続」「超低遅延」といった特徴をもつ、2020年に実現された次世代の移動通信システムのこと。

第4次新温泉町情報化計画

発行日 令和4(2022)年2月

発行 新温泉町

編集 企画課

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

Tel 0796-82-3111 / Fax 0796-82-3054

ホームページ : <http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>

E-mail : kikaku@town.shinonsen.lg.jp